#### 特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター

# 第24回通常総会議案書【第1分冊】

日時 2024年5月18日(土)10:30~12:15(10:00受付開始)

会場 生活協同組合コープあいち生協生活文化会館4階会議室

(愛知県名古屋市千種区稲舟通1-39)

議題 第1号議案「2023年度事業報告と決算承認」の件

第2号議案「2024年度事業計画と予算決定」の件

第3号議案「理事・監事の選出および顧問委嘱承認」の件

#### 【ご案内】

# 第24回総会記念企画:シンポジウム

開催日時 2024年5月18日(土)13:30~15:30

開催場所 生活協同組合コープあいち生協生活文化会館 4 階会議室

仮テーマ つながって働く、生きる、地域をつくる~はたらく協同が未来をつくる~

#### 企画趣旨

労働者協同組合法に基づいて、「新たに設立されている労働者協同組合」「ワーカーズコープ・ワーカーズコレクティブ」「既存のワーカーズ」「法人格にかかわらず、協同ではたらく人のつながり」が注目されています。また、既存の協同組合に参加している「組合員や職員の関わり・役割」に関しても、地域と協同の研究センター及び、日本協同組合連携機構(JCA)がまとめている「協同組合のアイデンティティ」見直し案で、組合員のパートナーとしての職員の役割が強調されています。

本企画では、"つながって働く、生きる、地域をつくる"という切り口で、協同組合等における働き 方を考えます。

詳細は同封の開催案内をご覧ください

# 第1号議案「2023年度事業報告と決算承認」の件

# I. 2023 年度事業のまとめ

#### 1. 第5期中期計画・後半期(2023-2024年度)としての 2023年度事業の評価

・2023 年度は、第5期中期計画(2021~2024)の後半期です。「第5期中期計画」の考え方に照らした 進捗状況を表で示します。2023 年度は表の(2)(4)(5)(6)を重視して取り組みました。

- 1)協同組合の社会的役割を議論できる場を設ける → (5)
- 2) 協同組合職員のあり方や、社会で生協を活かすことを考え合う場を設ける → (6)
- 3) 2022 年度に開催した三生協公開研究会を継続して開催し、その成果を活かす → (2)
- 4) 研究センター事業の推進体制(理事、事務局)を強化する → (4)

#### 「第5期中期計画」の考え方(2021年5月第21回総会議案)

# 第17回東海交流フォーラム(2021年2月13日)では、「地域と協同」を掲げて出発した研究センターの創立の意図、各地域での協同活動の広がりを確認するとともに、

「新しい市民社会にむかって」、住民や自治体と連携して、 協同組合が持続可能なコミュニティづくりに関わる役割と 可能性を確認しました。

(1) 設立 25 周年・法人化 20 周年の到達点を生かし「新しい市民社会」にむかって新たな段階をめざします。「第5期中計」および「第6期中計」は各4年とし、5・6期(2021~2028年度) を通して、社会の大きな変化に備える研究センターの役割を担います。

- (2)「第5期中期計画」は、1995年設立趣意書を「原点」、 法人化設立趣意書を「指針」としつつ、「第4期中計」まで に到達した事業の4つの柱と運営サイクルを引き継ぎま す。
- (3) 研究センターの地域ごとの会員参加の場となる「地域懇談会」の役割を重視し、現状・到達点をもとに、その活動の目標や会員参加の促進、運営を支える体制等を強めていきます。
- (4) 各協同組合及び団体会員(所属する役職員)とともに、 2030 年(2040年代を視野に入れた社会の構造的変化)への方 向を探り、継続した理事会・事務局体制を引き継ぎます。

#### 「第5期中期計画」の進捗状況

東海交流フォーラムにおいて、第 18 回 (2022 年)「地域づくりの実践に学び協同 組合の役割を考える」、第 19 回 (2023 年)及び第 20 回 (2024 年)は「協同が生まれる地域社会(まち)づくり」をテーマに、実践交流し、協同組合の役割を探求しています。

「第5期中計」は、前半(2021~22)の 到達点をふまえ、後半(2023~24)は冒 頭記載した4つを重点としました。

「第6期中計」(2025~28) は、2024年 度策定します。

事業の4つの柱として、第1:地域でのより確かな人のつながりづくり、第2:協同組合・市民協同組織の果たす役割や目指す方向の発信、第3:関わる人のエンパワメント、第4:協同に関わる情報の蓄積と社会的発信、を進めています。

三河・岐阜・三重・尾張の各地域懇談会の 活動は地域ごとのつながりを強めており、その成果は、東海交流フォーラムの内 容や参加に結びついています。

理事会体制について、互選する役付理事は 2024 年度役員改選で引き継ぎます。 安定した事務局体制となるよう各協同組合・団体会員との相談を継続します。 (5) 2030 年の着地(2040 年への構造変化に備える) に焦点を 当て、「持続可能なコミュニティを基礎にした、地域循環・ 分散型社会への転換」をめざします。 2030年への構造変化として「人口減少社会」に焦点を当てて、コミュニティにおける協同組合の役割を探ってきました。新型コロナ、戦争や紛争、食料・エネルギー、能登半島地震など新たな変化をおさえつつ「地域コミュニティの持続可能性」を探っています。

(6)「地域発」の課題/テーマをふまえ、公開セミナー・研究会や調査研究成果を生かし、住民自治・地方自治・非営 利協同自治と協働を促進し、各協同組合(2030 ビジョン等の 達成)に寄与します。 住民や自治体と協同組合が協働して持続 可能なコミュニティづくりに関わる愛 知・岐阜・三重の実践を「市民協働」と して示し、出版物・セミナー・協同組合 学会等で発信しました。

(7) 研究センターでカバーできない分野は「協同組合等研究 組織」間の連携で取り組みます(国際的知見に学ぶことを含む)。 日本協同組合連携機構や協同組合等研究組織との情報交換や交流を継続し、日本協同組合学会の参加も重視しています。

2023 年度計画に掲げた事業の進捗状況は以下のとおりです。(詳細は第2分冊をご覧ください)

- 1)地域懇談会・東海交流フォーラムを通して、「新しい市民社会」と協同組合の役割をさぐる
- (1) 会員参加の場となる「地域懇談会」を重視し、第20回東海交流フォーラムを開催する。
  - 第 20 回東海交流フォーラム (2024 年 2 月 24 日 (土) 開催) は、実行委員会で話し合い、20 回の歩みや参加団体のつながりがわかる呼びかけリーフレットを作成し、準備を進めました。
  - 「協同がうまれる地域づくり」をテーマに 124 名が参加し、「多文化」「くらしのたすけあい」 「市民が支える農」「地域共生の力」の分散会で事例に学び、全体会で交流しました。
- (2) 各地域懇談会の到達点・目標をもとに、交流や情報交換、会員参加、運営体制等を強める。
  - 4つの地域懇談会では、計画をもって活動が進みました。東海交流フォーラムの実行委員会に 参加し、各テーマをもちよって分散会を準備しました。

三重地域懇談会 第一「多文化・多様な共生社会」をめざして

尾張地域懇談会 第二「くらしのたすけあいと協同」を広げるには

三河地域懇談会 第三「市民がつくる農業(産消提携)」を語り合う

岐阜地域懇談会 第四「地域(共生)を作ってきた力」を探る

- (3)「新しい市民社会」のあり方と、その中での(生活)協同組合の役割を深める。
  - 「市民協働を促進する協同組合の役割」について、2020 年以降愛知と岐阜で交流が継続しており、2023 年 11 月 20 日 (月) には、新城市 (JA 愛知東・やなマルシェ・八名地域協議会・コープあいち新城センター・同三河東ブロック等) より、飛騨市 (地域包括ケア課・JA ひだ・地域複合サロン・高山市社協・コープぎふ等) の見学が行われ、地域と協同の研究センターも同行、サロンの経験や JA 施設の活用などについて交流しました。
  - 三重では、12月5日(月)、三重県生協連・JA 経営研究会共催で向井清史先生と JA 愛知東女

性部(加藤久美子さん)を講師に「市民協働の役割」とやなマルシェの実践の学習会が行われました。「住民自治と協同組合の役割」は、コープこうべ・JA神戸共催、職員研修会で取り上げられ、講師を担当しました。

○ 千種区より「多文化社会と人権啓発事業」(2024年3月2日(土))の委託があり「多文化社会 と協同組合懇談会」の協力で開催しました。

#### 2)協同組合の役割を考える公開セミナーの開催、研究会等の継続

- (1) 持続可能なコミュニティ(地域循環・分散型社会)をめざし公開セミナー・研究会を開催する。
  - 「持続可能な食と農・地域コミュニティ」をテーマに総会シンポジウム(5月20日・土)を開催し、二つの先進事例と食料・農業・農村基本計画の検討状況をもとに、消費者(生協)の役割を深めました。
  - 総会シンポジウムを引き継ぎ、2回目は、流通と消費者の役割について「流通と資源循環(容器包装)」をテーマに2024年3月23日(土)に開催しました。プラスティックに替わる「バガス素材(サトウキビや竹などを原料)」の普及・活用・再生の具体的な道筋を考えることができました。
  - 2023 年 3 月に開催した「第 32 次地方制度調査会」に関するセミナーをうけて、「鶏頭 4 号」で新城市の住民自治を紹介しました。「第 32 次地方制度調査会」をふまえた動向は、2024 年度「鶏頭」で掲載予定です。
- (2)協同組合の職員(労働)のあり方・経験を活かす方向等を考え合う場をもうける。
  - 2022 年度に開催した 4 回の「組合員意識・利用分析に基づく公開研究会」報告書をまとめ、会員及び協同組合等研究組織に配布しました。
  - 11月25日(土)「生活協同組合の課題と生協職員の役割」をテーマに、東海コープ事業連合・コープあいち・みえ医療福祉生協・日本生協連の報告で公開セミナーを開催しました。内容は「鶏頭第5号」で掲載します。

#### 3) ICA での協同組合のアイデンティティ検討に参加し、意見をまとめ、協同組合間協同を促進

- (1) ICA (JCA) が進める「協同組合のアイデンティティ声明」検討・見直しへの意見をまとめる。
  - 「協同組合のアイデンティティ(声明見直し)」に関わって、6月に開かれた第 41 回日本協同 組合学会・春季研究集会(名古屋会場)を実行委員会団体として担い、東海地域の市民協働の 実践と研究センターの研究会・懇談会での検討内容をもとに「協同組合らしさ」の論点を提起 しました。
  - 9月2日(土)には、春季研究集会で報告した東海3県の実践と「2022年度公開研究会(生協事業と活動)」の成果をもとに「協同組合らしさ」を考える公開セミナーを開催しました。
  - 9月8日(金)には、日本協同組合学会・秋大会特別シンポジウム(JCA 企画)で「協同組合の アイデンティティ」見直しについて、研究センターでの考え方を報告しました。
  - 2024年2月24日(土)の第20回東海交流フォーラムでは、日本協同組合連携機構(JCA)による「協同組合のアイデンティティへの提言」の概要が紹介されました。これらをふまえ、「協同組合のアイデンティティ」で示されている「定義」「価値」「原則」のそれぞれについて、2024年3月理事会で「見直しへの意見」をまとめ、ICAに提出しました。

#### (2) 協同組合間の協同と諸団体との連携をすすめ、協同組合が地域社会で果たす役割を発信する。

- 2012 年国際協同組合年にスタートした「愛知の協同組合間協同相談会」が 2022 年に「協同組合ネットあいち」としてステップアップし、研究センターは引き続き事務局として幹事会に参加しています。幹事会は、JA グループ (JA 愛知中央会)、生協グループ (コープあいち・全国大学生協連東海ブロック・南医療生協・北医療生協・生活クラブ生協)、ワーカーズコープ (ワーカーズコープ東海事業本部・愛知ワーカーズコレクティブ連合会)、及びこくみん共済 co-op 愛知推進本部・東海労働金庫で構成しています。
- 7月19日(水)の国際協同組合デー記念行事(愛知)では、各協同組合の若手職員によるワークショップが行われ、好評でした。10月14日(土)に開かれた「地域共生フォーラム」では、茨城とともに愛知サテライト会場を設け、交流を進めました。また、金城学院大学・人間科学部「協同組合論」のゲスト講師をJA愛知中央会、大学生協東海ブロック、東海ろうきん、ワーカーズコレクティブ愛知が新たに担当しました。

#### (3)「労働者協同組合法」に基づく労働者協同組合の設立・移行事例に学び、同法活用をすすめる。

- 「労働者協同組合法」「労働者協同組合の設立・移行」について、「協同ではたらくネットワークあいち」が発行した冊子「つながって働く、生きる、地域をつくる~みんなの幸せを協同で」を、団体会員(理事) や各協同組合に紹介しました。関連情報や企画を会員に案内しました。
- 4) 会員・研究者・各研究組織・協同組合学会等による調査研究を進める。
- (1)地域懇談会や研究フォーラム、公開セミナー・研究会・懇談会・研究員制度・研究奨励助成・鶏頭への会員投稿による調査・研究を進める。
  - 2023 年度は、28 回のセミナー・研究会等を開催しました。
  - 公開セミナー: 5回(5月20日「持続可能な食と農・コミュニティ」・9月2日「協同組合のアイデンティティ」・11月25日「生活協同組合の課題と職員の役割」・2024年3月9日「重層的支援体制整備事業とまちづくり」、3月23日「容器包装と資源循環」)。
  - 研究フォーラム食と農・環境:1回(4月26日「市民農園へのチャレンジから」)
  - 愛知県立大学との連携セミナー:2回(「多文化社会と協同組合」10月29日、2月17日)
  - 研究会等:20回(「生協の(未来の)あり方研究会」(3回)、「サードセクター研究会・日本協同組合学会経済学・経営学部会」(6回)、「友愛・協同セミナー」(5回)、「多文化社会と協同組合懇談会」(6回))。
  - 調査・研究テーマは、第 2 期 (2021~2023) として、研究員に委嘱するテーマ (「おたがいさま・地域共生」「ものづくり・食と農」「多文化社会と協同組合」) を継続しました。「多文化社会と協同組合」の成果は 2024 年度に報告書として発行します。研究員への委嘱でなく、実践支援を行うテーマとしている事項は、6)(2)<sup>8</sup> 同に記載しています。
  - 第6期研究奨励助成(2022年に5件に助成決定)は、1件は辞退、4件が報告を提出しました。 「名古屋市の総合事業(生活支援型訪問介護事業)」に関する研究調査の一次報告は、名古屋市 議会や国会でも取り上げられました。
  - 地域と協同研究誌「鶏頭」の会員投稿は、2022 年度日発行した 2 号・3 号への投稿の報奨を行いました。2023 年度は 4 号(12 月発行)で3 名の会員投稿を掲載しました。

#### (2)協同組合等研究組織、日本協同組合学会・日本協同組合連携機構(JCA)との連携を進める。

- 協同組合等研究組織(日本協同組合連携機構、農林中金総合研究所、生協総合研究所、非営利協同総合研究所いのちと暮らし、協同総合研究所、市民セクター政策機構、くらしと協同の研究所、地域と協同の研究センター)では持ち回りで7回の交流会を開催し、主な事業や研究組織の運営に関する交流、及び、「協同組合のアイデンティティ」見直しに関して検討状況を交流し、JCAによる論点整理をもとにした意見交換を行いました。
- 日本協同組合学会・春季研究集会の実行委員会団体として名古屋開催に協力しました。
- 地域と協同の研究センター研究員が日本協同組合学会理事として選出されました。
- 日本協同組合学会の経済学・経営学会を、サードセクター研究会と同時開催しています。

#### 5) 研究センターの事業と組織の継続的な改善

#### (1)「学びと気づきの事業」を含む充実を図り、会員加入を促進する。

- 「組合員理事ゼミナール」「共同購入事業マイスターコース」「協同の未来塾」の三つの事業は、 進め方や内容の見直しについて常任理事会で検討し、見直し方向を 12 月理事会に報告し、各 企画委員会等で具体化しています。
- 大学生の学びの支援として、金城学院大学人間科学部「協同組合論」(後期 42 名)、名城大学「ボランティア入門」法学部(前期 264 名)、人間学部(後期 167 名)の授業を担当しました。また、三重大学「協同組合論」第 14 回の講義を担当しました。
- 金城学院大学「協同組合論」では、協同組合に就職希望する学生が複数名あり、関心が高まっています。名城大学「ボランティア入門」では、難民食料支援ボランティアの参加を呼びかけ、前・後期あわせて約30名が学習会や発送作業に参加、大半の受講生が食料品やメッセージを持ち寄りました。

#### (2) 継続して研究センター事業を推進できるよう(理事会、事務局体制)の強化をめざす。

- 2024 年度総会の役員改選にむけて、東海三生協での検討をふまえ、役付き理事の引き継ぎについて常任理事会・理事会で検討しました。
- 事務局の体制は変更ありませんが、業務委託の内容や基準を見直しました。

#### (3) オンライン対応を整備する。

- コープあいち生協生活文化会館の音響設備が改善され、オンラインの音声が改善されましたが、 企画ごとの運用では聞き取りにくい等の指摘があり、都度操作手順の改善点を確認しました。
- 事務局では、会員(コープあいち)のオンライン対応サポートを行いました。

#### 6) 大きな情勢変化に対する調査や情報収集、協同の促進

- (1) 新型コロナ後・ウクライナ侵攻・人口減少・多文化社会・南海トラフ地震・食料安全保障等・AI・サイバーセキュリティ等での情報把握を継続し、情報や調査研究の成果を発信する。
  - 「食料安全保障・資源循環」は、5月の総会企画「持続可能な食・農・地域コミュニティをめざして」と 2024 年 3 月の公開セミナー「流通と資源循環から考える」で取り上げました。生産と消費をつなぐ生協の役割の大切さ、プラスティックに替わる「バガス素材(サトウキビや竹などを原料)」の普及・活用・再生の具体的な道筋を考えることができました。

- 「多文化社会の進行」に関し、2022 年度に実施した調査結果を「全国の生協の外国人雇用実態 調査報告書」としてまとめ、各生協に送付・日本協同組合学会で報告しました。
- 「南海トラフ地震への備え」に関して、愛知県立大学多文化共生研究所との共催で「多文化と 防災」をテーマにした連携セミナーを、10 月と 2024 年 2 月に開催しました。
- 「ウクライナ避難民支援」では、あいち・なごやウクライナ避難者支援ネットワークに参加しています。「難民食料支援」(「学び語り合う会」と「食料の仕分け発送」)を、NPO名古屋難民支援室、アジアボランティアネットワーク東海と研究センターの三団体で継続し、難民の主体的な参加につながっています。進行状況は毎月に研究センターニュースで報告しています。
- コープあいちに関わる団体で構成する「平和・憲法を守る実行委員会」に参加し、3月12日に 行った「あいちの平和な未来創造」に続く学習会を2024年1月27日に共同開催しました。
- 「大規模災害への備え」では、災害に備える情報共有会議の重要性や大規模災害における生協の役割を探ってきました。2021 年・2022 年に「(南海トラフに備える) 3 県連携会議(愛知・岐阜・三重の行政・社協・NPO・生協が参加)」を開催しましたが、3 県連携会議で報告した NPOレスキューストックヤードは、広域避難者支援の経験を「愛知版・災害ケースマネジメントの手引き」として3月に発行しました。コープあいちから NPOレスキューストックヤードに職員が出向し、全国の生協の災害時の取り組み調査が行われ、愛知県の地域生協による共同の炊き出し訓練につながっています。こうした官民連携の経験は、能登半島地震による避難者支援のネットワークづくりにつながっています。3 県連携会議の報告書を準備しています。

#### (2) 継続して関わっている地域活動(調査・研究テーマを引き継ぐ実践支援)

- 「子どもと家族の貧困」分野では、団体会員である「あいち子ども食堂ネットワーク」の事務局(郵便物等受け取り)となり、役員会に監事として参加しています。愛知県内では、会員となる子ども食堂が約240に増えていることから、近隣地域での子ども食堂ネットワークづくりが検討されており、3月3日には地域でのネットワークの事例交流が行われました。
- 「学習支援」分野では、愛知県や岐阜県で学習支援を行う団体と研究者で構成する「地域における学びの支援共同研究会」に研究センターとして参加しています。2024度は、これまでの研究会の成果をまとめる出版物の発行を準備しています。
- 「食と農」分野では、2000年に発足した「とうかい食農健サポートクラブ」の事務局を、農文協から地域と協同の研究センターに引き継いでいます。2023年度は、オンラインで3回の学習会(ちょっといい話)を開催し「子ども食堂と食農教育」などを取り上げました。
- 「介護・福祉」分野では、社会福祉法人や地域生協、医療生協などで構成する「あいち在宅福祉サービス事業者懇談会」の世話人会に参加しています。名古屋市内の在宅介護事業者調査に基づく、名古屋市への要望書提出と懇談を行い、2024年1月には2024年度から始まる「第9期介護保険・高齢者福祉計画」パブリックコメントに意見提出しました。2024年度より、名古屋市の生活支援型訪問介護サービスの報酬単価が9.4%引き上げられました。
- 社会福祉法人ゆたか福祉会やコープあいちを含む、日本の四法人と、ベトナム(フェ科学大学等)が協定を結んで進めている、福祉人材育成の国際セミナー(8月2日)に参加しました。

#### (3) 国際交流他

○ 2024年1月23日、韓国尚志大学による、コープあいち(福祉事業)及び外国人住民の活動見

学があり、地域と協同の研究センターで事務局対応を行いました。

# (4) 研究センターの活動を日本語と英語で発信する。

○ 2022 年度に発行した研究センターニュース各号の巻頭言を英訳しました。同内容の韓国語訳 を作成し、韓国尚志大学によるコープあいち訪問時に紹介しました。

# (5) ニュース・発行媒体のデータ化を進める。

○ 研究センターニュースは、会員の希望に基づき、データによる配信に切り替えました。

# 2. 事業別の計画・目標と進捗報告

通常総会議案書第2分冊を参照ください。

# Ⅱ. 組織・機関運営のまとめ

#### 1) 第23回通常総会の開催

第23回通常総会を2023年5月20日(土)、コープあいち生協生活文化会館4階会議室にて開催しました。同年5月8日から、新型コロナウイルス感染への対処が季節性インフルエンザ並みに移行しましたが、引き続き書面で参加・議決権を行使できる条件を整えました。出席状況及び各議案の採決結果は以下の通りです。

	出席者	実出席	委任	書面表決	正会員数	出席率
個人正会員	132	45	2	85	227	58.1%
団体正会員	15	2	0	13	21	71.4%
	147	47	2	98	248	59.2%

第1号議案: 2022 年度事業報告と決算承認の件は「反対:0、保留:1、賛成:142」、第2号議案: 2023 年度事業計画と予算決定の件は「反対:0、保留:1、賛成:142」で、それぞれ議決しました。

#### 2) 理事会の開催と常任理事会の開催

2023年度は下表のとおり理事会を開催しました。

	回数	開催日	主な議題
	第1回	7月8日(土)	<ol> <li>1. 共有:コープぎふ、コープあいち、コープみえより、通常総代会をおえて今年度の重点等</li> <li>2. 報告確認「2023 年度監事監査計画の件」</li> <li>3. 協議 1:総会記念シンポジウムのまとめ</li> <li>4. 協議 2:第23回通常総会のまとめと今後の事業計画について</li> <li>5. 報告事項</li> </ol>
2023 年度	第2回	12月16日(土)	<ol> <li>情報共有</li> <li>①生協の(未来の)あり方研究会「第三次共著での着眼点」</li> <li>②「第2回国際協同組合年(2025年)」について</li> <li>協議①:第24回通常総会の準備について</li> <li>協議②:第20回東海交流フォーラム第4回実行委員会検討結果の確認</li> <li>協議③:今後の事業計画について</li> <li>報告確認</li> </ol>
	第3回	2024年3月16日(土)	<ol> <li>報告・共有     ①協同労働と労働者協同組合の可能性について     ②食と農~とうかい食農健サポートクラブの取り組み     ②食・ 第 24 回通常総会に関すること     ③ 協議 I : 通常総会について     1)総会議案に関する協議     ②)総会準備のすすめ方(中間確認)     ③)総会シンポジウムの持ち方について     4. 協議 II : 「協同組合のアイデンティティ」への提案について     5. 報告確認</li> </ol>
2024 年度	第4回	2024年 4月13日(土)	1. 発言交流:経済、社会・くらし等に関連する問題認識や組織の実践・2024年の重点などについて

回数	開催日	主な議題
		2. 議決 1: 第24回通常総会議案書(案)について
		3. 議決 2:2024 年度理事会への申し送り事項について
		4. 協議 1: 通常総会運営について
		5. 協議2:総会記念シンポジウムの持ち方について
		6. 報告確認

代表理事・鈴木稔彦理事と専務理事・向井忍理事、常任理事・向井清史理事、小木曽洋司理事、 多村幸司理事、渡邉 秀理事、妹尾成幸理事をメンバーに、常任理事会は次の通り 12 回開催しま した。

第1回:6月7日(水)、第2回:6月26日(月)、第3回:8月7日(月)、第4回:9月5日(火)、第5回:10月9日(月)、第6回:11月7日(火)、第7回:11月29日(水)、第8回:2024年1月29日(月)、第9回:2月15日(木)、第10回:2月27日(火)、第11回:3月26日(火)、第12回:5月14日(火)※予定

#### 3) 会員組織

会員動態は次の通りです。2023 年度末の会員数は正会員個人 221 (期首 $\triangle$ 10)、団体 21 (同 $\pm$ 0)。 賛助会員は個人 109 (期首 $\triangle$ 3)、団体 2 (同 $\triangle$ 1) の結果です。事業を通して会員を広げてゆくことが課題です。

2024年3月20日現在			賛助会員		
	個人	団体	個人	団体	
期首	231	21	112	3	
入会	5	0	2	0	
退会	13	0	7	1	
移動	-2	0	2	0	
期末	221	21	109	2	

#### 4) 法人としての行政対応など

- ① 特定非営利活動促進法に基づき、2022 年度事業報告書を名古屋市に提出。(2023/6/18)
- ② 2022 年度決算に基づき税務申告を行い納税しました。納税額は次の通りでした。

国税	法人税	0 円	課税対象となる収益事業が赤字決算のため
地方税	県民税	21,000 円	均等割 21,000 円
	事業税	0 円	課税対象となる収益事業が赤字決算のため
	市民税	50,000 円	均等割 50,000 円

2023 年度の基準期間(2021 年度: 2021 年 3 月 21 日~2022 年 3 月 20 日)の課税売上高は9,516,535 円であり、消費税の免税事業者です。

#### Ⅲ. 2023 年度決算報告

# 1. 2023 年度決算

単位(円)

	収益の	部	費用の部	3	収支差額
	前年度繰越金	30,502,239			
科	受取会費	21,633,000	管理費	6,895,648	14,737,352
一首	(うち維持会費)	19,500,000	(うち人件費)	1,708,652	
_	事業収益	10,979,683	事業費	19,247,751	▲8,268,068
			(うち人件費)	4,049,192	
	(うち学習研修事業収益)	10,253,600	(うち学習研修事業費用)	8,318,583	
	受取寄付金	900,000			900,000
	その他収益	165			165
	経常収益合計	33,512,848	経常費用合計	26,143,399	7,369,449

#### 1) 収益の部

#### (1) 受取会費

2023 年度の受取会費「21,633 千円」の内訳は「個人正会員 562 千円(予算差▲109 千円)」、「団体会員 1,425 千円(同+45 千円)」、「個人賛助会員 145 千円(同▲10 千円)」、「維持会費 19,500 千円(同±0 千円)」です。予算を 75 千円下回りました(千円以下切り捨て)。

3生協で拠出する維持会費は、2022年度まで「理事会(機関運営)に関わる費用」と「人に関わる費用(人件費と業務委託費)」相当額としてきましたが、2023年度より「理事会(機関運営)」に関わる費用は含めず、3生協の維持会費は「人に関わる費用(人件費と業務委託費)」相当額とし、2023年度は、前年差▲1,850千円となる19,500千円に減額しました。

#### (2) 事業収益

「学びと気づきの3事業」は、2022年度より受講者が増加し、収益が増えました(マイスターコースでコープあいちでは、全センターから受講者が出されました)。

「調査研究交流事業」の収益は、2022 年度発行「市民協同によるまちづくり〜東海から発信する新しい市民社会への途」の普及等です。予算を 41 千円下回りましたが、日本協同組合学会、三重県生協連・JA 経営研究会共催の役職員向け学習会、第 20 回東海交流フォーラム等も含め、普及ができました。

#### 2) 費用の部

「維持会費(19,500 千円)」に対し、2023 年度は常勤職員が再雇用となり「職員給与・賞与と法定福利費」の減額(約▲4,520 千円)があり、「人に関わる費用(人件費と業務委託費)」の差額(約4,800 千円)は、「諸謝金(事業費)」「業務委託費(事業費および管理費)」見直しに充てる予算としました。具体的には、①研究者による、事業に関わる研究費、②原稿等謝金、③通訳や翻訳など専門職の謝金、④研究者・研究員の活動費、⑤業務委託費基準の見直し、⑥各生協職員等の業務(インターンシップ)受け入れ、として考え方・費用基準を検討しましたが、①⑥は具体化できず、②③は対象がなく、④⑤は実施が 2024 年度に繰り越され、未執行が発生しました。2024 年度は常勤者 1 名増加ですが、2023 年度未執行の対象を絞り、実施します。

○ 新型コロナ後の会員活動を進める(世話人等)ため、**139** 千円増額した通信交通費はほぼ目標通りの執行です。

- 会議費(会場費や食事費用等)は 2022 年度並みで予算化しましたが、会場に集まる条件が整ったこと、公開セミナーを増やしたことから、予算を 744 千円上回りました。
- 研究センター事務局の机等の整備(備品費:150千円を計上)、図書・定期刊行物の購入(新聞図書費:2022年度より約85千円を増額)は、検討がすすまず未執行です。2024年度に実施します。

#### 3) 当期経常増減額

収益合計 33,512 千円に対し、費用合計は 26,143 千円で、当期経常増減額は+7,369 千円でした。 次期繰越正味財産額は、37,871 千円になります。

人に関わる収支(維持会費に相当)と、それ以外の収支の内訳を区分すると次表の通りです。

#### 人に関わる収支とそれ以外の収支の補足:単位円、収支は千円(千円未満切り捨て)>

	収益	費用	収支 (千円)
人に関わる収支	維持会費	人件費および業務委託費(事業と管理の合計費用)	
人に対わる状文	19,500,000	14,749,604	+4,750
上記を除く収支	上項を除く収益	上項を除く費用	
上記で除い収入	14,012,848	11,393,795	+2,619
合計	33,512,848	26,143,399	+7,369

#### 4)「鶏頭基金」の執行状況

2022 年度、協同組合職員等会員の研究を励まし、成果発表(投稿)を促す費用として、会員より 2,000 千円の寄付をいただきました。研究誌「鶏頭」を発刊し、「鶏頭基金(2,000 千円)」として、協同組合職員等会員の投稿に対する報奨制度を設けました。2023 年度は、発行した鶏頭 2 号・3 号への投稿論文を対象として、報奨を実施しました(90 千円)。源泉徴収税と合わせて「100,233 円」を執行しました。「鶏頭基金」残高は「1,899,767 円」となり、次期繰越正味財産額(37,871,688 円)に含まれています。

# 2. 2023 年度決算書

財務諸表は NPO 法人会計基準に基づき作成しています。

①活動計算書

2023年3月21日~2024年3月20日 単位:円、%

	2023年度予算	2023実績	予算差	予算比	前年比	前年実績
I 、経常収益の部						
1. 受取会費	21,708,000	21,633,000	-75,000	99.7%	91.8%	23,558,000
1)個人会費	672,000	562,500	-109,500	83.7%	83.7%	672,000
2)団体会費	1,380,000	1,425,000	45,000	103.3%	103.3%	1,380,000
3)賛助会費	156,000	145,500	-10,500	93.3%	93.3%	156,000
4)維持会費	19,500,000	19,500,000	0	100.0%	91.3%	21,350,000
	900,000	900,000	0	100.0%	31.0%	2,900,000
受取寄付金	900,000	900,000	0	100.0%	31.0%	2,900,000
3. 事業収益	9,300,000	10,712,175	1,412,175	115.2%	116.6%	9,186,338
1)学習研修事業	8,800,000	10,253,600	1,453,600	116.5%	116.5%	8,804,600
2)調査研究交流事業	500,000	458,575	-41,425	91.7%	120.1%	381,738
3)情報サービス事業	0	0	0			
	290,000	267,673	-22,327	92.3%	175.1%	152,905
1)受取利息	130	165	35	126.9%	126.9%	130
2)染色収入	289,870	267,508	-22,362	92.3%	175.1%	152,775
経常収益合計(a)	32,198,000	33,512,848	1,314,848	104.1%	93.6%	35,797,243
Ⅱ、経常費用の部			7,23,33,11,33,11,33			30,000,000,000,000
1. 事業費	24,392,000	19,247,751	-5,144,249	78.9%	81.0%	23,750,335
1)人件費	3,920,700	4,049,192	128,492	103.3%	57.2%	7,081,732
職員給与	2,408,000	2,496,422	88,422	103.7%	48.4%	5,160,187
通勤交通費	1,033,200	1,027,997	-5,203	99.5%	99.8%	1,030,368
法定福利費	479,500	524,773	45,273	109.4%	58.9%	891,177
2)その他経費	20,471,300	15,198,559	-5,272,741	74.2%	91.2%	16,668,603
諸謝金	4,400,000	2,071,935	-2,328,065	47.1%	86.2%	2,404,747
業務委託費	8,329,300	6,197,575	-2,131,725	74.4%	101.5%	6,103,998
事務消耗品費	2,810,000	1,439,207	-1,370,793	51.2%	47.0%	3,059,429
通信交通費	2,200,000	2,231,003	31,003	101.4%	103.3%	2,160,345
会議費	2,300,000	3,067,474	767,474	133.4%	132.3%	2,318,638
雑費	432,000	191,365	-240,635	44.3%	30.8%	621,446
2. 管理費	8,006,000	6,895,648	-1,110,352	86.1%	78.6%	8,772,570
1)人件費	1,680,300	1,708,652	28,352	101.7%	56.3%	3,035,030
役員報酬	0	0	0			0
職員給与・賞与	1,032,000	1,069,894	37,894	103.7%	48.4%	2,211,507
通勤交通費	442,800	440,568	-2,232	99.5%	99.8%	441,591
法定福利費	205,500	198,190	-7,310	96.4%	51.9%	381,932
2)その他経費	6,325,700	5,186,996	-1,138,704	82.0%	90.4%	5,737,540
厚生費	25,000	41,070	16,070	164.3%	180.4%	22,770
業務委託費	3,569,700	2.794.185	-775,515	78.3%	96.4%	2.897,558
事務消耗品費	240,000	149,880	-90,120	62.5%	62.3%	240,616
備品費	150,000	0	-150,000	0.0%		0
研修調査費	0	0	0			0
新聞図書費	200,000	112,756	-87,244	56.4%	97.4%	115,716
広報費	0	0	0			113,710
通信交通費	900,000	831,039	-68,961	92.3%	103.7%	801,318
施設・設備利用料	672,000	672,000	0	100.0%	100.0%	672,000
租税公課	71,000	71,000	0	100.0%	14.3%	496,400
			-22,863	87.3%	91.0%	
会議費	180,000	157,137	-22,803	100.0%	100.0%	172,628
沙外費 	43,000	43,000	0	700.076	700.076	43,000
予備費	375 000	0		111 50/	111 20/	075 504
雑費 級党费田=+(5)	275,000	314,929	39,929	114.5%	114.3%	275,534
経常費用計(b)	32,398,000	26,143,399	-6,254,601 7,560,440	80.7%	80.4%	32,522,905
当期経常増減額(a		7,369,449	7,569,449	-3684.7%	225.1%	3,274,338
前期繰越正味財産額	30,502,239	30,502,239		100.0%	112.0%	27,227,901
次期繰越正味財産額	30,302,239	37,871,688		125.0%	124.2%	30,502,239

※注釈1:その他事業は行っていません。

# ②貸借対照表

2024年3月20日現在 単位:円

			科目		金額	
I	次在の	±7	12 년		STZ 管見	
1	資産の					
	1	流動資産	(TRA STA)			
1			(現金・預金)			
			小口現金	213,524		
			普通預金	38,185,030		
			現金・預金 計	38,398,554		
			(売上債権)			
			未収金	0		
			売上債権 計	0		
			(棚卸資産)			
1			棚卸資産	305,558		
I			棚卸資産 計	305,558		
I			流動資産合計	===,000	38,704,112	
I			71033547EU01			
I	2	固定資産				
I		已足更压	有形固定資産	0		
			什器備品	0		
			無形固定資産	0		
			ソフトウェア	0		
			投資その他の資算	0	100	
			固定資産合計		0	THE PART OF THE PA
			資産合計			38,704,112
П	負債の					
	1	流動負債				
1			未 払 金	761,424		
1			未払法人税	71,000		
I			流動負債合計		832,424	
I	2	固定負債				
I	-		長期借入金	0		
I			固定負債合計	· ·	o	
I			負債合計			832,424
ш	正味財	産の部	XIZU01			032,424
ш	上 (本知)	選り記 期首正味財	<del>25€</del>		30,502,239	
I						
I	2	当期正味財			7,369,449	27 274 600
			正味財産合計			37,871,688
			負債及び正味財産合計			38,704,112

※棚卸資産は販売価格に基づき計上しています。

# ③財務諸表の注記

2023年3月21日~2024年3月20日 単位:円

	学習研修事業	調査研究交流事業	情報サービス事業	その他収益	事業部門計	管理部門	合計
I 経常収益							
1.受取会費					0	21,633,000	21,633,000
2.受取寄付金					0	900,000	900,000
3.事業収益	10,253,600	458,575	0	0	10,712,175		10,712,175
4.その他収益				267,508	267,508	165	267,673
経常収益合計	10,253,600	458,575	0	267,508	10,979,683	22,533,165	33,512,848
Ⅱ経常費用							
(1)人件費							
役員報酬					0	0	0
職員給与・賞与	748,927	1,497,853	249,642		2,496,422	1,069,894	3,566,316
通勤交通費	308,399	616,798	102,800		1,027,997	440,568	1,468,565
法定福利費	157,432	314,864	52,477		524,773	198,190	722,963
人件費計	1,214,758	2,429,515	404,919	0	4,049,192	1,708,652	5,757,844
(2) その他の経費							
諸謝金	1,608,966	362,736	100,233		2,071,935		2,071,935
厚生費					0	41,070	41,070
業務委託費	1,859,273	3,718,545	619,758		6,197,575	2,794,185	8,991,760
事務消耗品費	431,762	863,524	143,921		1,439,207	149,880	1,589,087
備品費					0	0	0
研修調查費					0	0	0
新聞図書費					0	112,756	112,756
広報費					0	0	0
通信交通費	696,244	1,169,872	364,887		2,231,003	831,039	3,062,042
施設•設備利用料					0	672,000	672,000
租税公課					0	71,000	71,000
会議費	2,450,171	617,303	0		3,067,474	157,137	3,224,611
渉外費					0	43,000	43,000
予備費					0	0	0
雑費	57,410	114,819	19,137		191,365	314,929	506,294
その他費用計	7,103,825	6,846,799	1,247,935	0	15,198,559	5,186,996	20,385,555
経常費用計	8,318,583	9,276,314	1,652,854	0	19,247,751	6,895,648	26,143,399
貸倒損失						0	0
当期経常増減額	1,935,017	-8,817,739	-1,652,854	267,508	-8,268,068	15,637,517	7,369,449

# ④財産目録

# 2024年3月20日現在 単位:円

科目	内訳		金額	
I 資産の部	Na Di		业的	
1 流動資産				
(現金・預金)				
現金	現金手元有高	213,524		
普通預金	三菱UFJ銀行藤が丘支店	29,582,673		
郵便振替	会費振込口座	8,602,357		
現金・預金 計		38,398,554		
(売上債権)				
未収金		0		
売上債権 合計	•	0		
(棚卸資産)	- A 00	005 550		
棚卸資産	書籍	305,558		
棚卸資産 計流動資産合計		305,558	38,704,112	
2 固定資産	 什器備品	0	30,704,112	
2 固定資産	ソフトウェア			
固定資産合計			0	
資産合計				38,704,112
Ⅱ 負債の部				
1 流動負債				
未 払 金	コープあいち	703,224		
	東海コープ事業連合	52,800		
	コープみえ	5,400		
++/ △ △=1		701.404		
未払金合計 未払法人税	  未払法人税	761,424		
大抵法人祝 流動負債合計		71,000	832,424	
2 固定負債			002,424	
長期借入金		0		
固定負債合計			0	
負債合計				832,424
Ⅲ 正味財産				
期首正味財産			30,502,239	
当期正味財産増減額			7,369,449	
正味財産合計				37,871,688
負債及び正味財産合計				38,704,112

# Ⅳ. 監査報告

# 監 査 報 告 書

2024年4月13日

特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター 代表理事 鈴木 稔彦 殿

監事 小木曽照美 印

監事 森下 智 印

私たち監事は、2023年度(2023年3月21日から2024年3月20日)の 理事の業務執行状況ならびに財産について監査いたしました。

その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

#### 1、監査の方法及びその内容

私たちは、特定非営利活動促進法第18条及び、地域と協同の研究センターの定款第17条に基づいて、監事間での意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査計画に従い、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、事務所等において業務の状況ならびに会計帳簿又はこれに関する資料、その 他重要な書類等を閲覧し、調査いたしました。

#### 2、監査の結果

地域と協同の研究センターの業務は法令及び定款に従い、2023年度の活動方針、 事業計画に基づき適正に執行され、会計処理は一般に妥当と認められる会計原則及び NPO法人会計基準に則って適正に処理されているものと認めます。

よって私たちは、事業報告及び貸借対照表、活動計算書、財産目録、財務諸表の注記が、地域と協同の研究センターの業務執行及び財産の状況を適正に表示しているものと認めます。

理事の職務執行に関しては、不正な行為又は法令もしくは定款に違反する事実はないと認めます。

以上

※当監査報告書は印影保護のため謄本を掲載しています。

以上、2023年度事業報告、および決算報告とします。

森下 智

鈴木 稔彦 生活協同組合コープみえ 理事長 代表理事 専務理事 向井 忍 生活協同組合コープあいち 元参与 常任理事 向井 清史 名古屋市立大学 名誉教授 小木曽 洋司 中京大学現代社会学部 教授 多村 幸司 生活協同組合コープぎふ 常勤理事 渡邉 秀 生活協同組合コープあいち 執行役員 妹尾 成幸 生活協同組合コープみえ組織活動推進部 部長 理 事 青木 俊樹 生協労連コープあいち労働組合 書記長 朝倉 美江 金城学院大学人間科学部 教授 天野 眞知子 地域と協同の研究センター三河地域懇談会 世話人 安藤 信雄 中部学院大学スポーツ健康科学部 教授 伊藤 辰也 愛知県農業協同組合中央会 常勤監事 生活協同組合コープぎふ 理事 伊藤 陽子 江本 行宏 とうかい食農健サポートクラブ 幹事 大坪 光樹 生活協同組合コープぎふ 理事長 三重大学 名誉教授 大原 興太郎 大宮 克美 生活協同組合コープあいち 理事 ワーカーズコープ連合会センター事業団東海事業本部 元本部長 岡田 俊介 生活協同組合コープみえ 理事 奥田 智子 九鬼 紋七 九鬼産業株式会社 代表取締役会長 社会福祉法人ゆたか福祉会 理事・法人本部長 後藤 強 近藤 充代 日本福祉大学経済学部 非常勤講師 田邊 準也 地域と協同の研究センター 元理事長 社会学者(元愛知学泉大学 教授) 近本 聡子 中川 よし子 生活協同組合コープみえ 理事 長澤 真史 東京農業大学 名誉教授 成瀬 幸雄 南医療生活協同組合 理事会顧問 (理事) NPO法人スポーツフラッグG、地域と協同の研究センター岐阜地域懇談会 原 勝行 福井 千代子 地域と協同の研究センター岐阜地域懇談会 世話人 堀部 智子 生活協同組合コープぎふ 理事 村瀬 健一 全国大学生活協同組合連合会東海ブロック 事務局長 森 政広 生活協同組合コープあいち 理事長 幸松 孝太郎 名張まちづくり研究所 代表 横田 典子 生活協同組合コープあいち 理事 渡辺 勝弘 生活協同組合コープあいち 職員(出向・再雇用) 監 事 小木曽 照美 生活協同組合コープあいち 監事

本議案について、議案書の本旨に反しない範囲での運用や字句修正を理事会にご一任ください。

生活協同組合コープみえ 常勤監事

# 第2号議案:2024年度事業計画と予算決定の件

# I. 第五期中期計画・後半期 2024 年度の重点と計画

#### 1. 事業別の計画・重点

- ① 2025年は国際協同組合年です。ICA「協同組合のアインデンティティ」見直し検討(話し合い)も具体化されます。これらを力に、協同組合の社会的役割を発揮する環境づくりを準備します。
- ② 2024 年は研究センター設立 30 周年です。研究センター設立の目的を、会員・各生協・協同組合・諸団体とともに再確認し、2030 年を迎える目標を「第6期中期計画(2025-28)」としてまとめます。
- ③ 「三生協(役職員と組合員、事業と組織)とのつながり」「地域懇談会等をとおした多様な人と組織とのつながり」「会員の力を発揮した調査・研究のつながり」の三分野をバランスよく推進できる体制確立を目指します。

#### 1) 第1の柱:地域でのより確かな人のつながりづくり

- 地域懇談会と研究フォーラムは、会員が参加し、地域ごと・テーマごとに、つながりをつくり・ 学びあう場です。地域懇談会は相互の交流や情報交換を進めます。研究フォーラムは、テーマごと に地域や生協等から発信されるテーマを受け止め、フィードバックできることを目指します。
- 第 21 回東海交流フォーラムを 2025 年 2 月 22 日 (土) に開催します。『協同』が生まれる地域社会づくりをめざし、第 20 回東海交流フォーラムの成果をもとに実行委員会で話し合い、多くの会員・市民の力で準備します。
- 2022 年刊の単行本「市民協働によるまちづくり」を普及するとともに、新たな地域の実践からも学び、市民協働の母体としての協同組合の役割発揮を促進します。愛知・岐阜・三重における生協と JA との連携(拠点づくりや買い物支援など)に着目し、交流や情報把握・提供を進めます。
- 団体会員(団体内個人会員)と協力し、研究センターの事業・組織を活かす方法を話し合う場として、団体会員単位での会員懇談会を継続します。

#### 2) 第2の柱:協同組合・市民協働組織の果たす役割と目指す方向の発信

- 2040 年への構造的な環境変化と 2030 年に到達したい状態に焦点をあて、「公開セミナー」「共催セミナー」を開催します。次世代を担う職員が集い、学びあえる場となるよう準備し、実践・事例分析を重視します。会員による「研究会・懇談会」「調査研究」を引き続き継続します。
- 「2025 国際協同組合年」全国実行委員会(2024 年 7 月発足)の取り組みをふまえ、愛知及 び岐阜・三重の協同組合間協同連絡組織との連携をすすめます。
- 「労働者協同組合法」を「地域の課題解決」「組合員や職員のあらたな働き方」に生かす可能 性・それらを既存の協同組合が支援する役割など、同法の周知と活用を促進します。

- 地域社会及び国際社会に重大な影響を与える問題(新型コロナパンデミック・ロシアのウクライナ侵攻・人口減少(多文化)の進行・南海トラフ地震への備え・食料安全保障・物価高騰・AI・サイバーセキュリティ等)の情報把握、調査研究をすすめます。
- 研究員体制を継続し、会員の中での新たな研究員登録を進めます。
- 日本協同組合連携機構(JCA)による「協同組合のアイデンティティに関する提言(2024 年 3 月 JCA 総会で確認)」及び、研究センターとしての「協同組合のアイデンティティ声明(定義・価値・原則)」を見直すにあたっての提案(2024 年 3 月理事会で確認)」を、学習・研修や実践に活かします(いずれも鶏頭 5 号に掲載)。ICA 総会(2024 年 11 月)に出される提案を踏まえ、世界的な検討に関わります。
- コープあいちが呼びかける「地域若者サポートネットワーク」設立への調査・学習を進めます。

#### 3) 第3の柱:関わる人のエンパワメント

- 「組合員理事ゼミナール」「生協職員マイスターコース(共同購入事業マイスターコースを引き継ぎ受講対象を拡大・名称変更)」「協同の未来塾」は、2024年度計画を具体化しつつ、今後への見直しを継続します。修了者の学びを実践でいかす場を検討します。
- 大学生の学びの支援は、各大学のカリキュラム変更をふまえ、「授業(担当講師)の継承」、「講義へのゲスト講師の派遣(実施大学の拡大)」とともに、「ゲスト講師から大学生や役職員等が学べる場」を検討します。大学生協での協同組合インターンシップ推進を支援します。
- 第6期研究奨励助成の報告会を開催し、成果を市民・会員で考え合う場を作ります。

#### 4) 第4の柱:協同にかかわる情報の蓄積と社会発信(組織強化)

- 第1から第4の柱に係る情報の発信をすすめ、会員や研究会による研究成果、公開セミナーの成果を計画的に発信します(ホームページ・SNS・「鶏頭」・増刊「地域と協同」、ブックレット、研究センターNEWS等)。動画(YouTube)での発信も継続します。
- 地域と協同研究誌「鶏頭」を発表の場とする、協同組合職員の研究・発表活動を支援します。
- 第1から第4の柱を通じて、研究セターへの参加・入会を促進します。 入会目標:個人正会員 15 名、個人賛助会員 30 名、団体会員 2 団体
- 協同組合に関する図書 (新刊等の購入)・定期刊行物 (会員活用の案内)、図書や書類の体系的な整備保管 (デジタル化)を進めます。
- 2030 年を見据えた研究センター事業の推進体制基盤(理事、事務局の体制)の強化をすすめるため、2024 年度常勤職員を 1 名増員し、2024 年度と 2025 年度で移行をすすめます。
- 研究センター発足 30 周年として、9 月 21 日(土)に、拡大理事(懇談)会を開催します。

# Ⅱ. 2024 年度予算

# 1. 収益と費用、および当期経常増減額

#### 1) 収支

経常収益合計を「31,993 千円(前年▲1,519 千円)」、経常費用計を 32,193 千円(前年+6,049 千円)」、当期経常増減額は「▲200 千円」とします。「▲200 千円」は鶏頭基金(正味財産に含む)から 2024 年度執行する報償費用に相当します。

#### 2) 経常収益計

- ① 維持会費は 2023 年と同額(19,500 千円)です。その他の受取会費と受取寄付金計は 2023 年 度ほぼ同額とします。
- ② 事業収益計は、学習研修事業で「学びと気づきの事業」の受講料減額の検討、受講人数の減少を想定し、2023 年度から 1,663 千円減じて、「8,590 千円 (2021 年度並み)」とします。
- ③ その他収益計は受取利息と費用立替収益等であり、2023年度とほぼ同額です。

#### 3)経常費用計

2023 年度執行をベースに「職員人件費」「諸謝金」、「業務委託費」、「事務消耗品費」、「備品費」、「新聞図書費」、「通信交通費」を補強します。特徴的な補強は以下の通りです。

- ① 2030 年を見据えた研究センター事業の推進体制基盤(理事、事務局の体制)強化のため、職員 人件費は2024 年度から常勤体制2名とし、3,543 千円増額します。
- ② 諸謝金は、第1の柱から第3の柱の事業に関わります。「特定研究100千円、執筆料100千円、 通訳等専門的な費用150千円」を補強します。「鶏頭報奨金200千円」を実施します(2023年度 +478千円)。
- ③ 業務委託費は 2023 年度、予算(11,899 千円)に対し 8,991 千円でした。差額の 2,907 千円は未執行分(諸謝金の未執行と合わせると 5,235 千円)です。2024 年度は、未執行分を繰り越し、業務委託費(研究活動費含む)は 9,690 千円(698 千円増)とします。
- ④ 事務消耗品費は、発行物の印刷費用です。昨年の発刊物 2 本に対し、3 本追加し計 5 本の発刊を予算化します(570 千円)。「鶏頭」(5 号・6 号)、「調査研究報告書」、「増刊・地域と協同(研究奨励助成報告書)」、ブックレット等とし、生協や会員で活用いただけるようにします。
- ⑤ 通信交通費は会員活動に関わる費用、および「学びと気づき事業の運営に関わる職員の移動交通費補助」を検討するため、2023 年度から 337 千円増額します。
- ⑥ 会議費は、世話人会や研究会、セミナー、学びと気づきで使用する会場費用が主です。2023 年は前年から744 千円増加しましたが、2024 年度は同額を予算化します。

# 2. 2024 年度予算 (2024年3月21日~2025年3月20日 - 単位:円、%)

		2023実績	2024予算	前年差	前年比	2022実績	2022比
Ι	、経常収益の部						
1.	受取会費	21,633,000	21,675,000	42,000	100.2%	23,558,000	92.0%
	1)個人会費	562,500	630,000	67,500	112.0%	672,000	93.8%
	2)団体会費	1,425,000	1,395,000	-30,000	97.9%	1,380,000	101.1%
	3)賛助会費	145,500	150,000	4,500	103.1%	156,000	96.2%
	4)維持会費	19,500,000	19,500,000	0	100.0%	21,350,000	91.3%
2.	受取寄付金	900,000	900,000	0	100.0%	2,900,000	31.0%
	受取寄付金	900,000	900,000	0	100.0%	2,900,000	31.0%
3.	事業収益	10,712,175	9,090,000	-1,622,175	84.9%	9,186,338	99.0%
50	1)学習研修事業	10,253,600	8,590,000	-1,663,600	83.8%	8,804,600	97.6%
	2)調査研究交流事業	458,575	500,000	41,425	109.0%	381,738	131.0%
	3)情報サービス事業	0	0	0			
4.	その他収益	267,673	328,000	60,327	122.5%	152,905	214.5%
8	1)受取利息	165	165	0	100.0%	130	126.9%
	2)雑収入	267,508	327,835	60,327	122.6%	152,775	214.6%
		33,512,848	31,993,000	-1,519,848	95.5%	35,797,243	89.4%
II	、経常費用の部						
-	事業費	19,247,751	23,760,500	4,512,749	123.4%	23,750,335	100.0%
1000	1)人件費	4,049,192	6,510,700	2,461,508	160.8%	7,081,732	91.9%
	職員給与	2,496,422	4,508,000	2,011,578	180.6%	5,160,187	87.4%
	通勤交通費	1,027,997	1,103,200	75,203	107.3%	1,030,368	107.1%
	法定福利費	524,773	899,500	374,727	171.4%	891,177	100.9%
	2)その他経費	15,198,559	17,249,800	2,051,241	113.5%	16,668,603	103.5%
	諸謝金	2,071,935	2,550,000	478,065	123.1%	2,404,747	106.0%
	業務委託費	6,197,575	6,783,000	585,425	109.4%	6,103,998	111.1%
	事務消耗品費	1,439,207	2,008,800	569,593	139.6%	3,059,429	65.7%
	通信交通費	2,231,003	2,550,000	318,997	114.3%	2,160,345	118.0%
	会議費	3,067,474	3,143,000	75,526	102.5%	2,318,638	135.6%
	維費	191,365	215,000	23,635	112.4%	621,446	34.6%
2.	管理費	6,895,648	8,432,500	1,536,852	122.3%	8,772,570	96.1%
h-13	1)人件費	1,708,652	2,790,300	1,081,648	163.3%	3,035,030	91.9%
	役員報酬	0	0	0		0	
	職員給与·賞与	1,069,894	1,932,000	862,106	180.6%	2,211,507	87.4%
	通勤交通費	440,568	472,800	32,232	107.3%	441,591	107.1%
	法定福利費	198,190	385,500	187,310	194.5%	381,932	100.9%
	2)その他経費	5,186,996	5,642,200	455,204	108.8%	5,737,540	98.3%
	厚生費	41,070	41,000	-70	99.8%	22,770	180.1%
	業務委託費	2,794,185	2,907,000	112,815	104.0%	2,897,558	100.3%
	事務消耗品費	149,880	151,200	1,320	100.9%	240,616	62.8%
	備品費	0	100,000	100,000		0	
	研修調査費	0	0	0		0	
	新聞図書費	112,756	200,000	87,244	177.4%	115,716	172.8%
	広報費	0	0	0		0	
	通信交通費	831,039	850,000	18,961	102.3%	801,318	106.1%
	施設・設備利用料	672,000	837,000	165,000	124.6%	672,000	124.6%
	租税公課	71,000	71,000	0	100.0%	496,400	14.3%
1	会議費	157,137	157,000	-137	99.9%	172,628	90.9%
	渉外費	43,000	43,000	0	100.0%	43,000	100.0%
1	<i>//2/</i> 1 員 予備費	0	0	0		.5,555	
	雑費	314,929	285,000	-29,929	90.5%	275,534	103.4%
	経常費用計(b)	26,143,399	32,193,000	6,049,601	123.1%	32,522,905	99.0%
	当期経常増減額(a)	7,369,449	-200,000	-7,569,449	-2.7%	3,274,338	-6.1%
급	前期繰越正味財産額	30,502,239	37,871,688	7,369,449	124.2%	27,227,901	139.1%
-	次期繰越正味財産額	37,871,688	37,671,688	-200,000	99.5%	TO THE RESERVE TO THE	123.5%
L	\为林塍业 外别注册	31,011,088	37,071,008	*200,000	33.370	30,502,239	125.5%

本議案について、議案書の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会にご一任ください。

# 第3号議案「理事・監事の選出、および顧問委嘱承認」の件

# 1. 第 14 期理事・監事の選出

第 13 期役員の任期 (2024 年 5 月 18 日まで) が満了しますので、定款第 16 条に基づき、第 24 回通常総会において、第 14 期理事及び監事を選出します。定款第 18 条に基づき、役員の任期は 2026 年 5 月 18 日までの 2 年間とします。

#### 1)選出する役員と定数

定款第14条に基づき、理事35名、監事2名です。

一、理事 35 名

愛知地域枠:10名 岐阜地域枠:7名 三重地域枠:7名 全体枠:11名

地域枠は愛知県、岐阜県、三重県の県域で設けます。各県域内に居住、又は職場がある等県域で 活動する個人正会員・団体正会員の選出枠です。正会員はお住まいの地域、職場があるまたは活動 している地域で立候補することができます。

全体枠は県域を越えた活動をする団体会員と正会員、研究センター運営に関わる理事及び東海3 県以外に在住する正会員の選出枠です。

#### 一、監事 2名

#### 2) 会員の立候補受付

役員選出に伴う会員の立候補受付期間を 3 月 25 日 (月) ~4 月 5 日 (金) とし、公示は 3 月 25 日付「地域と協同の研究センター」ホームページ上、および同日発送の「地域と協同の研究センターNEWS・235 号」にて行いました。

#### 2. 第 24 回通常総会における役員選挙の方法

定款第16条および役員選出規約第6条に基づき、第24回通常総会において選出します。

#### 1)役員候補者名簿

役員選出規約第5条に基づき、役員立候補者全員の氏名等を理事・監事立候補者名簿として「第 24回通常総会議案書第3分冊」で提案しています(役員選考委員会)。

#### 2) 役員選挙の方法

役員選出規約第6条に基づき、候補者のそれぞれについて票決を行い、選出枠毎に支持数の多い順に役員として選出します。

# 3) 票決の方法

定款第 30 条、31 条に基づき、総会出席者(書面出席者、および委任出席者を含む)によって票決します。

特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター 第 24 回通常総会役員選出管理委員

# 3. 顧問を委嘱します

定款第15条に基づき、顧問を委嘱します。

顧問は以下の3名に委嘱することを第4回理事会で議決しましたので、報告します。

高橋 正 愛知大学名誉教授、地域と協同の研究センター元理事

中嶋 好夫 農業、地域と協同の研究センター元理事

水野 隼人 全岐阜県生活協同組合連合会名誉顧問、地域と協同の研究センター元代表理事

本議案について、議案書の本旨に反しない範囲の運用や字句の修正を理事会にご一任ください。

以上、第3号議案

#### 【連絡】

# 第 24 回通常総会の出席及び議決方法

#### 1) 開催の方法

第24回通常総会は次のように開催します。

開催日 2024年5月18日(土)

開催時間 10:30~12:15

会 場 生活協同組合コープあいち生協生活文化会館4階会議室

(〒464-0824 名古屋市千種区稲舟通 1-39)

#### 2) 出席の方法

定款第31条に基づき、当日の出席の他、書面または委任による出席となります。

※議決権を他の会員に「委任するとき」は、委任する会員への依頼と「地域と協同の研究センター」 事務局への委任者の連絡をしてください。

#### 3) 議事進行及び議案の質疑の方法

議事は、定款第28条に基づき、議長の進行によって行います。総会運営は定款第33条に基づき、 総会運営規約に沿って行います。

#### 4) 票決の方法

議案毎に表決します。

#### 5) 書面または委任による出席者の表決の方法

「委任」はご自身の議決権を他の正会員に委任することです。委任する正会員の承諾を得て、地域と協同の研究センター宛、出席連絡票でお知らせください。

書面よる出席者の表決は以下の通り行います。

#### ①第1号議案と第2号議案

議案についての賛否を、書面にて提出します。※書面議決書をご活用ください。

各議案について 反対 保留 賛成 いずれかに「○印」をつけます。

「○印」以外の記述があるものは無効とします。

書面議決書は総会開会までにお届けいただければ、総会議決に反映します。

【お願い】総会準備のため下記期日を目安にご提出くださるようご協力をお願いします。

#### ご協力いただきたい期日 5月15日(水)午後5時

※上記期日までに書面で届けられたご意見・ご質問は可能な限り回答を添えて、総会当日資料として配布します。

#### ②第3号議案

「書面役員投票用紙」にて票決します。

理事は選出枠の定数を上限に候補者それぞれについて票決してください。投票欄に、理事として

支持する場合は「○印」をつけてください。支持しない場合は空白のままで提出してください。 監事の定数は**2**名です。

「○」印以外の記入がある場合(×や△など)は当該選出枠・監事枠の全投票を無効とします。

#### <提出の方法>

#### a. 郵送

書面役員投票用紙は、総会開会までに第 24 回通常総会役員選出管理委員(地域と協同の研究センター事務局付)まで提出ください。

- ※「書面役員投票用紙専用封筒」に封入し、重複投票を防止するため参加連絡票もしくは書面 議決書と共に提出(郵送)してください。
- ※「書面役員投票用紙」および「専用封筒」は無記名としてください。総会参加連絡票もしく は書面議決書の記名をもとに「投票状況のみ」を管理します。

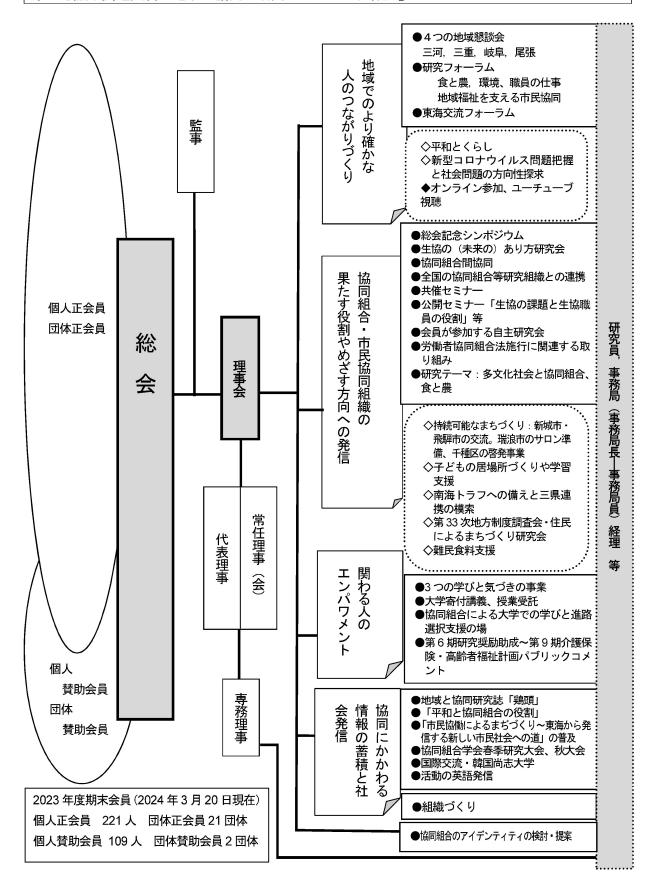
#### b. 直接提出

第 24 回通常総会役員選出管理委員(地域と協同の研究センター事務局付)までお届けください。お届けいただいた際に、会員名を確認させていただきます。

名古屋市千種区稲舟通 1-39 コープあいち生協生活文化会館 3 階 電話:052-781-8280 ※受付時間は土日を除く午前 10 時~午後 5 時です。

# 【以降、議案書補足資料】

# 第1号議案関連資料「地域と協同の研究センター 組織図」



# 特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター第23回通常総会議事録

- 1. 日 時 2023年5月20日(土) 開会 10時30分 閉会 12時00分
- 2. 会場 コープあいち生協生活文化会館 4階 会議室1、および2 住所:愛知県名古屋市千種区稲舟通一丁目39番地

#### 3. 出席者(議案採決時の出席数)

<内訳>

	出席者	実出席	委任	書面表決	正会員数	出席率
個人正会員	132	45	2	85	227	58.1%
団体正会員	15	2	0	13	21	71.4%
正会員	147	47	2	98	248	59.2%

#### 4. 審議事項

(1) 第1号議案 2022 年度事業報告と決算承認の件

(2) 第2号議案 2023 年度事業計画と予算決定の件

#### 5. 議事経過の概略及び議決の結果

#### (1) 開会

定刻となり、司会の渡邉秀会員が、総会の出席者について、開会時点で 140 会員 (実出席 40 名、書面表決者 98 名、委任 2 名) となり、正会員 248 名 (個人正会員 227 会員、団体正会員 21 会員) の過半数 125 名以上に達していることを報告し、定款 29 条に基づき、第 23 回通常総会を開会することを宣言した。

#### (2) 議長選出及び議事録署名人の選任と書記の任命

司会者が議長の選出方法について諮り、理事会から推薦することにつき異議なく承認されたので、理事会が推薦した奥田智子会員、妹尾成幸会員を提案し、満場一致をもってこれを承認し、本人も了解して議長の任についた。

議長が議事録署名人に堀部智子会員、伊藤陽子会員を提案し、異議なく選任された。つづいて 議長は書記に神田すみれ会員を任命した。

#### (3) 議案の審議及び結果

鈴木稔彦代表理事のあいさつの後、議長が理事会に議案の提案説明を求め、向井忍専務理事から議案書に基づき第1号議案 2022 年度事業報告と決算承認の件の提案、監事を代表して森下智監事より監査報告書に基づき監査の報告があった。続いて、向井忍専務理事より第2号議案 2023 年度事業計画と予算決定の件の提案があった。

続いての質疑・討論では理事会からの議案提案に基づき、7人の会員から発言があった。続い

て向井忍専務理事から質問への回答と討論のまとめを行った。

発言会員

①中川よし子会員 第1号議案・第2号議案「三重地域懇談会」の活動について等

② 博松佐一会員 第1号議案・第2号議案「第6期研究奨励助成研究中間報告」について等

③八木憲一郎会員 第1号議案・第2号議案「三河地域懇談会」の活動について等

④福井千代子会員 第1号議案・第2号議案「岐阜地域懇談会」の活動について等

⑤橋本吉広会員 第1号議案「研究発表誌『鶏頭』基金」について質問と意見

⑥椋木真佐子会員 第1号議案・第2号議案「研究フォーラム地域福祉をささえる市民協同」

の活動について等

⑦大坪光樹会員 第2号議案「維持会費と学びと気づきの事業」について等 以上をもって討論を終え、採決に入ることを議長が宣言した。

議長が第1号議案、第2号議案について、それぞれ挙手で採決を行い、第1号議案、第2号議 案について、明らかに過半数を超える賛成多数で可決されたことを宣告した。

採決結果は次の通りであった。

第1号議案 2022 年度事業報告と決算承認の件 反対 0 保留 1 賛成 明らかな多数 第2号議案 2023 年度事業計画と予算決定の件 反対 0 保留 1 賛成 明らかな多数

すべての議案の議決が終了したことを議長が宣言し、議長を退任した。司会の渡邉秀会員が、 第23回通常総会の閉会をつげ、12時00分に閉会した。

上記の議事を明確にするため、ここに本議事録を作成し、議長及び議事録署名人において、次に記 名押印する。

2023年5月20日

特定非営利活動法人地域と協同の研究センター第23回通常総会

議 長 奥田智子 印

議 長 妹尾成幸 ⑩

議事録署名人 伊藤陽子 印

議事録署名人 堀部智子 印

※当第23回通常総会議事録は印影保護のため謄本を掲載しています。

# 定款

# 特定非営利活動法人地域と協同の研究センター 定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域と協同の研究センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を愛知県名古屋市千種区稲舟通一丁目39番地に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、非営利、協同の事業に関心をもつ市民、団体を対象として、地域におけるくらし、 労働、コミュニティの向上および協同活動の発展を目的とする学習、研修、情報交流および調査研 究の実施または実施の支援を行い、もって地域と協同活動の持続可能な発展に寄与することを目的 とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
  - (1) まちづくりの推進を図る活動
  - (2) 社会教育の推進を図る活動
  - (3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
  - (1) 地域と協同に関する学習、研修企画の立案、実施及び実施しようとする者への支援
  - (2) 地域と協同に関する調査、研究及びその成果普及並びにそれらを行おうとする者への支援、助成
  - (3) 地域と協同に関する国内外との活動交流
  - (4) 地域と協同に関する内外の資料、情報の収集、管理及び提供
  - (5) 地域と協同に関する調査研究報告書や情報紙誌、資料などの編集、出版、普及

#### 第3章 会員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。) 上の社員とする。
  - (1)正会員 この法人の活動に参加することを目的として入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の活動を支援することを目的として入会した個人及び団体

(入会)

- 第7条 会員は、入会にあたって、この法人の目的に賛同すること以外に特別の条件を課されない。
- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその 旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失したものと見なすことができる。
  - (1)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (2)継続して2年以上会費を滞納したとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1)この定款等に違反したとき。
  - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(会員規約)

第13条 会員について、この定款で定めることのほかは会員規約で定める。

#### 第4章 役員等及び職員

(役員の種別及び定数)

- 第14条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1)理事 25人以上35人まで
  - (2)監事 2人以上3人まで
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を専務理事、若干名を常任理事、1人を事務局長とする。

(顧問)

第15条 この法人は、法上の役員以外に、総会の承認を得て若干名の顧問を置くことができる。

(選出等)

- 第16条 理事及び監事は、総会において選出する。理事及び監事の選出方法は、別に役員選出規約で定める。
- 2 代表理事、専務理事、常任理事、事務局長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1名を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

- 第17条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 専務理事及び常任理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたとき は、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。専務理事及び常任理事は、 常任理事会を構成し、常任理事会は理事会が定める規程に基づき、法人の業務を執行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4)前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
- 5 顧問は、この法人の事業運営上の助言を行う。

(任期等)

- 第18条 役員等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の 総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 4 第1項の規定に関わらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員 が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
  - (1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第22条 この法人に、事務局職員を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

#### 第5章 総会

(種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第25条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1)定款の変更
  - (2)解散
  - (3)合併
  - (4)規約の制定、改廃
  - (5)事業計画及び予算並びにその変更
  - (6)事業報告及び決算
  - (7)役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (8)会費の額

- (9)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第53条において同じ。)その他 新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10)事務局の組織及び運営
- (11)その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第26条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1)理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3)第17条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内 に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の10分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

(表決権等)

- 第31条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したもの とみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1)日時及び場所
  - (2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3)審議事項
  - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

(総会運営規約)

第33条 総会の運営に関する事項は総会運営規約で定める。

#### 第6章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第35条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1)総会に付議すべき事項
  - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1)代表理事が必要と認めたとき。
  - (2)理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3)第17条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第37条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくと も5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、理事会において定める。

(議決)

- 第39条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第40条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の規定の適用については、理事会に出席した ものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1)日時及び場所
  - (2)理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3)審議事項
  - (4)議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名押印しなければならない。

#### 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第42条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1)設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2)会費
  - (3)寄付金品
  - (4)財産から生じる収益
  - (5)事業に伴う収益
  - (6)その他の収益

(資産の区分)

第43条 削除

(資産の管理)

第44条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第45条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第46条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第47条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第48条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第50条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正 をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第51条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第52条 この法人の事業年度は、毎年3月21日に始まり翌年3月20日に終わる。

(臨機の措置)

第53条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

#### 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第54条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第55条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1)総会の決議
  - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3)正会員の欠亡
  - (4)合併
  - (5)破産
  - (6)所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければ ならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第56条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の総会で決議した者に譲渡する。

(合併)

第57条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第58条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法 第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行 う。

#### 第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則で、規約により定める以外のものは、理事会の議決を経て、 代表理事がこれを定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする

理事 有本 信昭 有我 惠 石田 好江 岩月 嘉宏 小川 雄二 典子 榑松 荻原 佐一 鈴木 清覺 大東満希子 髙瀬 秀樹 髙橋 TE. 田中 紀子 田邊 準也 中嶋 好夫 中田 征二 中西 博人 丹生 久吉 野原 敏雄 長谷川勝彦 橋本 吉広 隆之 亚野 前出 光江 水野 隼人 向井 忍 福岡 秀樹 村上 一彦 森 靖雄 八木憲一郎 山本たえ子 渡邉 優 監事 可児島俊雄 岸上 畸志

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2001年 5月20日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第52条の規定にかかわらず、成立の日から2001年3月20日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。
  - (1)正会員の会費は1口3000円とし、個人会員は1口以上、団体会員は10口以上とする。
  - (2)正会員は、地域と協同の研究センターの活動を維持する目的で、総会の議決にもとづき、前号で定める会費以外に維持会費を負担することできる。なお、これを負担しないことにより正会員の資格を失うものではない。
  - (3)正会員のうち、高校生・大学生・大学院生の籍をもつ者は、その旨を表明することで在籍期間の会費額を半額に減じる(1 口 1 5 0 0 円)。
  - (4)団体正会員のうち、団体構成員が100名に満たない場合は、その旨を申し出ることにより、代表理事は団体構成員の人数を勘案し、会費の10口未満に減額することができる。
  - (5) 賛助会員の会費は1口1500円とし、個人賛助会員は1口以上、団体賛助会員は10口以上とする。

ただし、任意団体地域と協同の研究センターの2000年度分会費を支払い済みの者は、この法人の設立初年度の会費を免除する。

- (定款変更 2001年7月2日総会決定 定款第2条の変更
  - 2005年7月30日総会議決 定款第14条2項及び関連各条、第17条2項変更 (定款変更の認証日 2006年3月7日 )
  - 2006年7月8日総会議決 定款第18条3項変更

(定款変更の認証日 2006年12月5日)

- 2007年7月7日総会議決 定款第14条1項(1)変更 (定款変更の認証日 2007年12月6日)
- 2010年7月10日総会議決 定款第14条2項及、第16条2項、第17条2項 変更、第17条6項削除、

(定款変更の認証日 2011年1月14日)

- 2014年5月30日総会議決 定款第50条1項変更
- 2015年5月30日総会議決 定款第25条(5)(6)変更、定款第41条(4)(5)(6)変更、定款第42条削除、定款第46条変更、定款第47条1項、2項変更、定款第53条変更 (定款変更の認証日 2015年9月2日)
- 2016年5月28日総会議決 定款第25条(9)変更

(定款変更の認証日 2016年9月21日)

- 2017年5月27日総会議決 定款第57条変更
- 2019年5月25日総会議決 定款第18条変更

(定款変更の認証日 2019年9月17日)

2020年5月23日総会議決 定款第30条3項,および第33号を追加 (提案変更の認証日 2020年8月27日)

## 会員規約

#### 特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター会員規約

#### 第1条(目的)

この規約は、地域と協同の研究センターの会員に関わる定款で定めること以外について定める ものです。

#### 第2条(会員の種類と性格)

地域と協同の研究センターの会員は、個人又は団体の正会員及び個人又は団体の賛助会員からなります。

- 2 正会員は、総会における表決権はそれぞれ1票とします。 賛助会員は、総会に出席し発言する ことができますが表決権をもちません。
- 3 正会員は、研究センターが発行するニュースなど刊行物や情報を受け取ることができます(一部有料)。 賛助会員は、研究センターニュース(本誌)を受け取り、研究センターの活動について報告を受けることができます。
- 4 正会員は、研究センターが行う学習会やシンポジウムに参加するほか、調査研究のメンバーと して活動に参加することができます。 賛助会員は、研究センターが行う学習会やシンポジウムに 正会員と同じ条件で参加することができます。

#### 第3条(会費)

地域と協同の研究センターの会員は、次に定める年会費を支払います。

- (1)正会員の会費は1口3000円とし、個人会員は1口以上、団体会員は10口以上とします。
- (2)正会員は、地域と協同の研究センターの活動を維持する目的で、総会の議決にもとづき、前号で 定める会費以外に維持会費を負担することできます。なお、これを負担しないことにより、正会 員の資格を失うものではありません。
- (3)正会員のうち、高校生・大学生・大学院生の籍をもつ者は、その旨を表明することで在籍期間の会費額を半額に減じます(1口1500円)。
- (4)団体正会員のうち、団体構成員が100名に満たない場合は、その旨を申し出ることにより、理事長は団体構成員の人数を勘案し、会費の10口未満に減額することができます。
- 2 賛助会員の会費は1口1500円とし、個人賛助会員は1口以上、団体賛助会員は10口以上 とします。

#### 第4条(団体会員の特例)

団体正会員の役員については、研究センターを利用するに際して、個人会員と同等の扱いをします。ただし、総会における表決権は、所属する団体会員が決定した役員以外は行使できません。

2 団体会費の減額を認められた団体に対しては、減額に応じて会員としての利用人数を制約する ことができます。

#### 第5条 (規約の改廃)

この規約の改正、廃止は総会においておこないます。

#### 第6条(その他)

会員に関しては、定款及びこの規約で定めたこと以外は理事会において決定します。

附則 この会員規約は、2007年7月7日より施行します。

# 総会運営規約

# 特定非営利活動法人地域と協同の研究センター総会運営規約

(目的)

第1条 この規約は特定非営利活動法人地域と協同の研究センターの総会運営に関し、必要な事項を 定めます。

#### (出席会員)

- 第2条 総会に出席する正会員は、名簿で正会員であることを確認し、議決票を受け取り参加します。
  - 2 定款第 31 条第 2 項により、正会員が書面により議決権を行使する場合には、議案に対し賛 否を明示した書面に署名したものを、総会の開会までに特定非営利活動法人地域と協同の研 究センター(以下法人という)に提出するものとします。
  - 3 定款第31条第2項により、正会員が他の正会員に表決を委任する場合は、委任する会員が署名した委任状を法人に提出するものとします。

#### (議長)

- 第3条 総会は、すべての議事に先立って、出席した正会員の中から議長を選任します。
  - 2 議長は2人以内とします。
  - 3 議長は総会の秩序を維持し、議事を円滑にすすめます。

#### (書記)

第4条 議長は議事の開始にあたって書記1名を指名します。

#### (発言)

- 第5条 発言は挙手により議長の許可を得て、所属・氏名を述べ発言します。
  - 2 議長は、議事の進行上必要がある場合に、発言を停止することができます。
  - 3 議長は、議事の進行上必要があると認められた場合に、発言者の発言時間を制限することができます。

#### (発言制限違反に関する処置)

- 第6条 会員の発言が前条の規定に違反すると認めたとき、または以下の各号に該当すると認めたと きは、議長は必要な注意を与え、またはその発言を中止させることができます。
  - (1) 発言が重複するとき
  - (2) 他人を侮辱するなど総会の品位を汚すとき
  - (3) その他議事を妨害しまたは議場を混乱させるとき

#### (議事運営に関する動議)

- 第7条 会員は、議事運営に関する動議を提出することができます。
  - 2 議長は、前項の規定に基づき会員から動議が提出された場合であっても、議事運営上適切でないと認められるときは、自らの判断によりこれを却下することができます。ただし、議長不信任の

動議についてはこの限りでありません。

3 議事運営に関する動議を採決する場合は、書面による議決権は加えないものとします。

#### (修正動議)

- 第8条 あらかじめ提示された議案に対し、会員が修正する動議(以下、修正動議という。)を提出する場合には、修正箇所を文書でもって、正会員の20分の1の賛同を要し、理事会に総会の会日3日前までに提出しなければなりません。
  - 2 議長は、修正動議が提出されたときは、提出者にその説明を求め、討議に付すものとします。
  - 3 修正動議を採決する場合には、書面による議決権のうち、原案に対して賛成のものは修正動議 に対して反対とみなし、原案に対して反対のものは棄権とみなします。

#### (緊急動議)

- 第9条 会員は、定款第30条3項に基づき、定款の定める総会の議決事項以外の事項であって、軽 微かつ緊急を要するものについて、動議を提出することができます。
- 2 前項に定める動議(以下、緊急動議という。)を提出するには、出席正会員数の **10** 分の **1** の賛同 を要するものとします。
- 3 緊急動議を採決する場合には、書面による議決権を加えないものとします。

#### (審議の打ち切り)

- 第 10 条 議長は、質問又は意見を述べようとする会員がある場合でも、議題について質問および討論がつくされたと認められるときは、審議を打ち切り採決することができます。
  - 2 付議された議案につき、質疑または討論が続出して容易に終結しないときは、会員は審議を打ち切り直ちに採決に付すべき旨の動議を提出することができます。

#### (採決の方法)

- 第 11 条 議長は、議題について審議が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決する ことができます。
  - 2 議案の採決は、各議案ごとに行います。
  - 3 採決の方法は、拍手、挙手、投票のいずれかの方法によるものとし、そのつど議長がこれを定めます。

#### (採決結果の宣言)

第 12 条 議長は、採決の結果を宣言します。この場合、議長はその議題の議決に必要な賛成数を充足していること、または充足していないことを宣言すれば足り、賛否の数を宣言することは必要とはしません。

#### (傍聴)

第13条 会員以外で総会の傍聴を希望するものは、議長の許可を受け傍聴することができます。

(文書・宣伝物等の配布)

第 14 条 総会会議場およびその周辺で、総会参加者などに渡す目的をもって配布しようとする文書・ 宣伝物は事前に理事会の承認を得て行います。

(改廃)

第15条 この規約の改廃は、総会において行います。

#### 附則

この規約は2020年8月27日から施行します。

# 役員選出規約

#### 特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター役員選出規約

- 第1条 この規約は、研究センターの理事、監事の選出について定めるものです
- 第2条 理事は、個人正会員及び団体正会員を代表する者のなかから会員の所属などの構成を反映して選出します。選出枠とその定数は、毎年度末の会員数にもとづき、理事会が決定します。
- 第3条 監事は、個人正会員及び団体正会員を代表する者のなかから選出します。
- 第4条 役員選出の業務を管理するため、理事会は役員選出管理委員若干名を理事のなかから互選します。
  - 2 役員選出管理委員は、総会開催日より7日以前に役員立候補に関する公示をおこないます。
- 第5条 理事会は、個人正会員及び団体正会員を代表する者のなかから若干名の役員選考委員を選任 します。
  - 2 役員選考委員からなる役員選考委員会は、役員立候補者名簿を総会に提案します。
- 第6条 総会は、役員選考委員会から提案された役員候補者名簿にもとづき、候補者のそれぞれについて票決をおこない、選出枠毎に支持数の多い順に役員として選出します。
- 第7条 この規約の改廃は、総会においておこないます。

# 第24回通常総会議案書【第1分冊】

総会開催日 2024年5月18日

発 行 日 2024年5月2日

発行所(者) 特定非営利活動法人 地域と協同の研究センター 代表理事 鈴木 稔彦